

田村市公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）及び道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なとなる事項を協議するため、田村市公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、田村市船引町船引字畑添76番地2（田村市役所内）に置く。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の策定及び計画の変更に関する事項
- (2) 交通計画の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (4) 協議会の運営に関する事項
- (5) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査 2人

2 会長、副会長及び監査は、委員の互選により定める。

3 会長、副会長及び監査は、相互にその職を兼ねることはできない。

(役員の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 監査は、協議会の会計の状況を監査し、その監査の結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会は、原則として公開とする。ただし、開催日時、場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員は、協議会において協議が整った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第11条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務及び会計は、田村市総務部企画調整課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年1月22日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この告示の施行後初めて委嘱又は任命する委員の任期は、第5条本文の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則 (平成26年告示第97号)

この告示は平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第43号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年 3 月31日告示第51号）

この告示は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日告示第74号）

この告示は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月30日告示第70号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月31日告示第61号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 9 日告示第72号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第 4 条関係）

委員	区分
第 1 号委員	副市長
第 2 号委員	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
第 3 号委員	交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる事業者
第 4 号委員	国土交通省東北運輸局福島運輸支局が指名する者
第 5 号委員	道路管理者
第 6 号委員	福島県公安委員会が指名する者
第 7 号委員	公共交通の利用者の代表
第 8 号委員	一般旅客自動車運送業者の運転手が組織する団体
第 9 号委員	市長が必要と認める者